



家族で防ごう！ネットトラブル

新型コロナウイルス感染症による影響により、自宅で過ごす「おうち時間」が増え、小中高生のインターネットトラブルによる相談が多く寄せられています。

【事例1】既に端末に登録されているクレジットカードを子どもが利用し、保護者の知らない間にオンラインゲームで高額課金していた。

【事例2】子どもが「無料 アダルトサイト」を検索したところ、突然「有料登録が完了した」と画面に表示され、高額な請求をされた。

【事例3】異性と出会いたいと思いマッチングアプリを利用したところ、高額な請求をされた。

【事例4】子どもが数百円との広告をみて、1回だけのつもりで健康食品を注文したところ、2回目の商品が届き、定期購入が条件となっていたことに気付いた。

【事例5】通販サイトで商品を注文し、注文後すぐに銀行口座へ代金を振り込んだにも関わらず、商品が届かない。

◀ 子どもがインターネットトラブルにあわないために ▶

- ◆ ネット利用のルールを家族で話し合しましょう。
- ◆ ネット利用状況を把握し、クレジットカードやキャリア決済の暗証番号等を管理しましょう。
- ◆ サービス利用の前に、サイトに不審な点がないか、料金や契約内容、解約条件等がどうなっているのか、保護者も一緒に確認しましょう。
- ◆ トラブルにあった場合は、ひとりで解決しようとせず、家族に相談するよう事前に伝えておきましょう。

「誰一人取り残さない」

《SDGs》持続可能な開発目標

SDGsには、世界の国々が取り組むべき17の目標と、169のより具体的な目標が示されており、2030年までに目標を達成できるよう取り組んでいます。

SDGsは、世界みんなの共通目標です。17の目標のうち、目標1についてご紹介します。



【目標1】 貧困をなくそう

世界には、1日1.9ドル未満で生活している貧困状態の人が、7億人以上います。これは世界の10人に1人の割合です。

【目標の主な内容】



- 極度の貧困状態（現在1日1.25ドル未満で生活する人々）をあらゆる場所でなくす。
- 貧しい人も、生きていくために必要なサービスを受けられるようにする。

消費生活相談をご利用ください

架空請求ハガキ、商品のトラブル、通販トラブル等不安に思ったら、お電話ください。

市民生活相談センター ☎055-983-2621

三島市役所 本館1階（三島市北田町4-47）

月曜日～金曜日 午前9時から午後5時まで

※土曜日、日曜日、祝日は 消費者ホットライン 188（いやや）

消費者ホットラインからお近くの消費生活相談窓口につながります



高齢者のおひとり暮らし～長寿に備える～

ひとり暮らしの人が、高齢になって賃貸住宅や老人ホームなどに入居する際、または病院へ入院する際に大きな壁となるのが、連帯保証人や身元保証人の確保です。

連帯保証人が見つからないとき

賃貸住宅に入居する際に連帯保証人が見つからない場合は、家賃債務保証会社と契約して、保証会社に連帯保証人に近い役割を果たしてもらう方法があります。



⇒家賃債務保証制度

【対象】

- 60歳以上の人
- 要介護・要支援認定を受けている60歳未満の人
- 障がい者世帯



【保証の内容】

(一財) 高齢者住宅財団と契約した賃貸住宅へ入居する場合、下記が保証されます。

- ① 家賃12ヶ月分までの滞納家賃（共益費・管理費を含む）
- ② 家賃9ヶ月分までの現状回復費用（残置物の撤去を含む）及び訴訟費用

※入居者が財団に支払う保証料は2年間保証の場合、月額家賃の35%です。

身元保証人(身元引受人)を求められたら

家賃保証だけでなく、入院や老人ホームなどに入居する際の身元保証、日常生活支援や、亡くなった後の引き取り、葬儀、遺品整理などの「死後の事務」まで一括で請け負う、**身元保証(引き受け)サービス**を提供する法人も年々増えています。

身元保証サービスを契約するにあたっては、自分が必要とするサービスはなにかをよく考え、その法人は信頼できるのかを見極めることが大切です。

契約前に確認を ～身元保証等の高齢者サポートサービス～

高齢者の単独世帯が増加傾向にあり、「身元保証等高齢者サポート」が広まる一方で、サービスを提供する事業者とトラブルになったという相談が寄せられています。

《事例1》

頼れる親族がいないため、知人の紹介で身元保証や死後事務等を行う事業者と契約したところ、費用のほかに預託金として100万円の支払いを求められた。契約内容が理解できず、支払いをためらっていると、担当者から「明日どうなるか分からない。一刻も早く預託金を支払うように」とせかされた。



《事例2》

身元保証人がいないため高齢者住宅に転居できないでいたところ、身元保証等を行う事業者から「定期的に安否確認等を行うので、緊急時の対応もスムーズにできる」と勧められ、140万円の契約をした。しかし、1年経っても安否確認も必要書類の作成もしてくれない。事業者に不信感が募り、解約を申し入れると、返金額について何も説明がないまま50万円だけが振り込まれた。納得できない。

《身元保証等高齢者サポートサービス契約でトラブルにあわないために》

- ◆ 事業者によってサービス内容等が異なります。自分の希望をしっかりと伝え、サービス内容や料金等をよく確認しましょう。
- ◆ 契約内容がよく分からなかったり契約を急がされたら、その場で契約せず、周囲の人に相談しましょう。
- ◆ 預託金等は、解約時にその全部または一部が返金される場合があります。解約時の返金の有無や条件を確認し、不明な点は事業者の説明を求めましょう。
- ◆ 万が一に備えて、親族や周囲の人に契約内容や事業者の連絡先が分かるようにしておきましょう。